

書面・押印・対面の見直しに係る認定センターの対応について

2021年1月12日
NITE 認定センター

NITE は政府の方針を受けて 2020 年 12 月 23 日付に「NITE における書面・押印・対面による手続きについて」(<https://www.nite.go.jp/information/news20201223.html>) を公表しています。

認定センターでは、認定活動を実施する上で必要となる書面・押印・対面でのやりとりについて、方針を踏まえて以下のとおり見直しを行いましたので事業者の皆様にお知らせいたします。

1. 基本方針

- ① 認定センターが発行する文書等は、原則、電磁的な方法によるものとし、紙への押印を廃止します。
- ② 事業者の皆様からご提出いただく文書等についても、紙媒体による提出及び押印を求めません。
- ③ 対面でのやりとりを必要最低限にとどめます。

2. 申請手続きに関する変更

認定センターは、認定の申請手続きの際、申請書類の提出において、紙媒体による提出を必須としません。

法令等による定めがある場合を除き、事業者の皆様は以下の方法による書類の提出が可能です。※

- ① 認定申請審査業務システムによる提出
- ② 大容量ファイル交換システムによる提出
- ③ 電子メールによる提出（容量が大きい場合には①②の方法をご検討ください。） ※ ※

※ 詳細は認定プログラム毎に作成されている認定の取得と維持のための手引きを併せてご確認ください。

※ ※ 電子メールによる提出の場合は、責任者（例えば、申請書類であればラボラトリマネジメントや連絡先担当者としてラボラトリマネジメントから指名された方など）がメールの送信元又は宛先に含まれるようにしてください。

3. 認定証の発行に関する変更（法令等に基づく登録証は除く）

2021 年 1 月以降は、認定証の発行を原則として行いません。

以前まで発行していた認定証と同一内容の認定情報をウェブサイトに掲載する方法に順次変更します。

（都合により、紙媒体での発行をご希望の場合には事務局までお問い合わせください。）

4. 各種通知等の発行に関する変更

従来、公印を付して発行していた文書は、今後は公印を省略し、以下の方法による通知に切り替えます。

- ① 認定申請審査業務システムによる通知
- ② 電子メールによる通知

公印を省略すること以外、手続き内容に変更はございませんので、担当者を通じて文書の真正性を確認することが可能です。

5. 認定契約書の締結に関する変更

契約内容に双方が合意したことに関する記録を履歴として残す方法により行います。

手続き方法の詳細は契約締結の際に担当者よりお知らせいたします。

6. 法令等により押印が必要となる手続き

経済産業省の指示に基づき、今後、認定センターとして必要な対応を行っていきます。

情報が更新され次第お知らせしますので、今後の公開情報をご確認ください。